

公 示

下記のとおり、令和5年度「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業にかかる企画競争参加者を募集します。

記

- 1 件名
令和5年度「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業
- 2 応募資格
応募資格は、令和5年度「知」の集積と活用の際の研究開発プラットフォームのプロデューサー又はプロデューサーの推薦を受けた者を事業実施責任者（プロジェクトリーダー）としたプロジェクトチームとする。
プロジェクトチームは、次の（1）～（5）の全ての要件を満たす者とする。
（1）法人格を有する代表機関が選定されていること。代表機関には経理事務を行う能力があること。
（2）代表機関は、令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。（競争参加資格のない者は、企画書提出までに競争参加資格の申請を行い、令和5年4月20日（木）までに競争参加資格を取得すること。）
（3）代表機関は、農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
（4）意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にしていること。また、一つの手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが整備されていること。
（5）プロジェクトチームのメンバーが、「知」の集積と活用の際産学官連携協議会の会員であること。
なお、「知」の集積と活用の際産学官連携協議会の入会申込みについては、「知」の集積と活用の際産学官連携協議会事務局のHP（<https://www.knowledge.maff.go.jp>）で確認のこと。
なお、複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。
この場合において共同事業体は、事業実施責任者（プロジェクトリーダー）を決め、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要がある、全構成員の中から代表機関を選定し、代表機関は本委託事業に係る企画書等の提出及び事業の委託契約手続を行うものとする。
構成員は、上記（1）から（5）の要件に適合している必要があり、本企画競争において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。
契約候補者に決定した場合は、規約書等（写し）を契約締結前までに提出すること。
- 3 契約候補者の選定方法
令和5年度「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業に係る企画競争応募要領に基づき提出された企画書等において書面審査を行い、平均点が高い企画書の提案者から順に予算の範囲内で契約候補者を選定する。
- 4 契約条項を示す場所、応募要領を交付する場所及び期間
（1）日時：令和5年3月6日（月）～令和5年4月13日（木）
9:00～12:00、13:00～17:00

- （2）場所：〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係
電話番号029-838-7217

5 説明会の開催

- （1）開催日時：令和5年3月16日（木） 15:00～
- （2）開催場所：オンライン開催
事前に参加申し込みを受け付け、会議のURLを送付する。
なお、応募に際して説明会への参加は必須ではない。

6 企画書等の提出期限及び提出場所

- （1）提出期限：令和5年4月13日（木） 12:00
- （2）提出先：茨城県つくば市観音台2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
コーディネーション推進課
- （3）提出方法：原則、電子メールにより提出すること

7 審査の実施

- （1）令和5年度「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業の企画審査について」に基づき、提案について書面による審査によりポイント付けを行い、ポイントの高い順に採択優先順位を定め予算の範囲内で契約候補者を選定する。
審査委員会による指摘等があった場合には、指摘等を反映した申請書類を提出させることがある。なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。
- （2）審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

8 企画案の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は無効とする。

9 その他

本公示に記載なき事項は、令和5年度「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業に係る企画競争応募要領による。

以上、公告する。

令和5年3月6日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター
センター長 田熊 秀行

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当センターのホームページ(<https://www.affrc.maff.go.jp/tsukuba/top/>)をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略など取り組んでいます。